

SY1-2

児童虐待の対応の理解(児童相談所と市町村)

神田 眞知子

NPO法人児童虐待防止協会

大阪府(大阪市、堺市含む)においては3年間で約10件の乳幼児の重篤な虐待事案の報道があり、大半は保健機関や福祉機関が関与していた事案であっただけに市町村や児童相談所の現場では大きな衝撃を受けている。虐待から子どもを守り保護者を支える仕組みとして、大阪府内では20数年前全国に先駆けて保健所を中心とした保健・福祉・教育・医療・民間団体等の「児童虐待防止ネットワーク会議」が設置され、その後会議は児童福祉法で「要保護児童対策地域協議会」として法定化され、府内全市町村に設置されている。要保護児童対策地域協議会は、重篤な事案の検証結果等も踏まえながら、年々機能や体制が充実し効果を上げてきてはいるものの、要保護児童数の急増、妊娠期からの切れ目のない支援、居所不明児童の増加等、新たなニーズを踏まえなお一層の強化が必要になっている。本シンポジウムでは、児童相談所での虐待対応の経験から、また現在NPO法人児童虐待防止協会の一員として市区に出向いて虐待相談のスーパーバイズを行っている経験から、要保護児童対策地域協議会の効果、保健機関の役割、抱える課題等について報告する。

- 1 要保護児童対策地域協議会の効果
 - 関係機関の相互理解と情報共有
 - 児童虐待の早期発見、早期対応
 - 機関の共同のアセスメント、共同の支援のプランニング
 - 全事例のきめ細かい情報把握と進行管理
- 2 保健機関の役割
 - 妊娠期から育児期までの一貫した支援
 - 安心安全を保証しながら、保護者に寄り添いともに歩む支援
- 3 要保護児童対策地域協議会が抱える課題
 - 急増する要保護児童への対応と体制強化、介入的対応と支援的対応の役割分担
 - 特定妊婦のアセスメントとニーズに応じた支援
 - 重篤なネグレクト家庭への長期的な地域ぐるみの支援
 - 健診未受診、転居を繰り返す家庭への対応